

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所第1，2号機及び玄海原子力発電所第3，4号機 設計及び工事計画（A型及びB型燃料体））【6】」

2. 日時：令和3年6月28日 11時00分～11時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、仲管理官補佐、西内安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力燃料技術グループ 副長◎ 他6名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1-1 川内原子力発電所第1号機 設計及び工事計画認可申請書【A型燃料集合体】補足説明資料
- ・資料1-2 川内原子力発電所第1号機 設計及び工事計画認可申請書【B型燃料集合体】補足説明資料
- ・資料1-3 川内原子力発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請書【A型燃料集合体】補足説明資料
- ・資料1-4 川内原子力発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請書【B型燃料集合体】補足説明資料
- ・資料1-5 玄海原子力発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書【A型燃料集合体】補足説明資料
- ・資料1-6 玄海原子力発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書【B型燃料集合体】補足説明資料
- ・資料1-7 玄海原子力発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書【A型燃料集合体】補足説明資料
- ・資料1-8 玄海原子力発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書【B型燃料集合体】補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁のニシウチです。それでは、川内と玄海の原子力発電所の設計及び工事計画認可申請へと燃料体A型燃料体例えばB型燃料体に係るヒアリングですね、これから始めたいと思います。それでは九州電力のほうから説明をお願いします。
0:00:24	はい、九州電力のイケダでございます。本日は過温仙台玄海の燃料体のヒアリング読解メールですね、こちらのについて御説明こちらからしたいと思います。
0:00:42	いえ、まず初めにですね、本日資料ですけれども、補足説明資料を当社が川内1号機のA型燃料集合体に対する補足説明資料、こちらの1-1でご提出しておりますけれども、貯油とか
0:01:02	玄海4号機B型のままで複数ございますのでこちら本日は資料1-1名代表して御説明したいというふうに思います。また前回ヒアリングに似ていただいております。コメントへの対応と。
0:01:21	そちらに基づきましてですね、本日、本今朝10時にですね、口径8本技術をさらなるそれぞれ発生をしておりますのでこちらに行くの内容について御説明したいというふうに考えております。
0:01:42	まず初めに、初めですけれども、本日10時に割り引き補正しております。
0:01:52	補正書の応募制の考え方につきまして前回要はヒアリングにていただきました。コメントにおきまして添付書類の添付の可否の考え方についてと、
0:02:07	という部分と、あと、燃料被覆材に係る基本設計方針の記載についてよく検討するようにというお話がありましたのでこちらに急にに基づきましてこちらのほうで検討いたしまして
0:02:23	本日補正をしております。まず中身についてですけれども、まず大きく補正の考え方といたしまして、
0:02:35	当初は当初実施しておりました。メーカーのほうで実施しておりました燃料体設工認にこちらの内容を今回の設工認のほうでも同じように行うということで
0:02:50	申請地調のほうは作成しておりましたけれども、今回補正といたしましては、今回心配ですね、燃料対応は要目表に追加することになりましたので、こちらに対しまして説明が必要な条文、
0:03:08	をまず整理いたしましてそれに基づく、それに必要な添付書類、こちらについても整備いたします。その内容で補正書を作成しています。
0:03:24	補正しております。具体的な中身になりますけれども、まず本日資料1の福祉補足説明資料1ですね、こちらにつきましては、今回の設計及び工事計画認可申請における適用条文等の整備、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:44	いうことで整理を行っております。
0:03:49	まず、運営して、補足説明資料 1 めくっていただきまして、表がございましたけれども、7 分の 1 からになりますけれども、今回時の補正で
0:04:05	追加した申請の部分につきまして簡単に御説明いたします。別紙資料 2 ページになりますけれども第 6 条、津波による損傷の防止、こちらにつきましても申請対象ということで適用性を確認する必要があるというふうに整理しております。続きまして
0:04:25	7 条、外部からの所衝撃による損傷の防止、こちらにつきましても、申請の対象からは適用性を確認する必要があるということで整理してございます。続きまして吊っ先のページ、7 分の 2 になりますけれども、IAEA 中段ほどにあります。第 11 条
0:04:45	火災による損傷の防止、こちらにつきましても、申請の対象ということで整理してございます。燃料体自体は防護対象には該当しないもの発生防止に関する適合性の確認ということで申請対象としてございます。とられてきまして、第 14 条。
0:05:04	一番下ですね、安全設備、こちらに関しても申請対象というふうに今回改めて整理しておりますが、こちらにつきましては第 2 号、補佐燃料体は安全重要度分類がしておりますので第 1 項に対しての適合性を確認する必要があるということで申請対象外と整理してございます。
0:05:24	続きまして、次のページにて、7 分の 3 ですね、第 15 条、こちらにつきましても、設計基準対象施設の機能ということで申請対象条文として整理しておりますこちら、第 2 項への適合性を確認する必要がある。
0:05:41	イケダに御試験検査、こちらの部分について排風確認する必要があるということで、対象として整理してございます。続きまして同じページ一番下の 19 条、流体振動等による損傷の防止、
0:05:57	いうことでこちらにつきましても、燃料体の適合性を確認する必要があるということで申請対象としております基準はずみが入って補足説明資料、〇-1。
0:06:13	こちらにつきまして適用条文の整理ということで、今回補正におきましては、改めて整理して追加した部分に関しては以上になります。
0:06:28	引き続きまして、
0:06:31	はい。
0:06:33	補足説明資料にですね、こちらにつきましても、
0:06:38	引き続き御説明したいというふうに思いますが、こちらに補足説明資料につきましては補足説明資料 1 に置いて適用対象とした条文に関しまして、それらを介して必要な添付書類を

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:57	今回整理してございます。まずNEA表1ですね、5分の1の部分になりますけれども、5分の1の下から二つ目、熱出力計算書、こちらにつきましても、
0:07:12	今回新たに新規に補正で憲法いたしております。
0:07:19	続きまして次のページ、5分の2ですね、自然中段上ぐらいにあります自然現象等による損傷の防止に関する説明書ということでこちらについても、今回67条の適合性を示すために、
0:07:34	添付をしてございますが、同じページ一番下ですね、安全設備で
0:07:42	等の健全性に関する説明書、こちらにつきましても14条15の希望性を示す必要があるということで今回補正で追加しております。
0:07:52	引き続き、次のページになりますけれども、次のページの一番上、火災防護に関する説明書、こちらにつきましては11条にナカへの説明ということで、今回新規で追加しております。次のページになりますけれども、
0:08:10	こちらにつきましては、これまでと同様になります。これ最初からつけていた部分になります。
0:08:21	になりますということでこちらにつきましては正今回、改めて
0:08:31	追加した部分につきましては今御説明した通りになります。まずは
0:08:39	きっちりここまで言う。
0:08:42	御説明ですけれども、
0:08:44	引き続き補正の概要について御説明しようかと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。
0:08:52	はい。規制庁ニシウチです。じゃあ一度ここまでなんですけど。
0:08:58	添付資料の整理については承知しました。
0:09:04	要は
0:09:06	今現時点において新しいSA設備とか浜DB設備、新たな設備を新設しようとする時の手続き
0:09:15	要はそれらに対して、それが適用となる上部についてはすべて申請をする、しているという理解を
0:09:22	捨て一定でそれが今回の燃料体についても同じ
0:09:26	少なくとも三条回数の減少と規制法の改正後においては、施行後に新しく作る燃料体についての工事ってことを考えれば、その新設する設備に対しての申請と7変わらないよねとそういう理解をしたんですけども同じ認識でしょうかね。
0:09:48	九州電力のイケダでございますはい、その認識で間違いございません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:56	はい。規制庁ニシウチです承知しました具体の補正申請の内容についてはちょっとこれから確認をさせていただきますけども、基本的に今回案 23 条以外の条文、
0:10:10	については、そもそも技術基準規則の解釈ですけども、23 条の解釈に燃料体の設計認可の設計認可乃至検査制度の解釈が取り込まれているだけであって、そもそもその他の条文については、原子炉等規制法の改正において特に変わっていないと。
0:10:31	いうことでもありますので 23 条以外の条文への適合性というのはいわゆる既認可から変更がないという趣旨の説明があるという理解でよろしいですか。
0:10:44	はい、九州電力のイケダでございます。はい。今回につきましては 23 条への適合性以外の部分につきましてはこれこれまで御説明したということで変更ないものというふうに考えております。
0:11:00	はい。規制庁ニシウチです承知しました。私から特にないんですけど、ほかに規制庁側から何かコメントありますがよろしいですか。
0:11:08	はい。ありがとうございます。じゃあ続けて次の説明事項お願いします。
0:11:30	少々お待ちください。
0:11:52	九州電力オオクボでございます。補正の内容につきまして準じ本文のほうから御説明させていただきたいと思います。
0:12:02	まず根部の値を目標に係る記載ですが、燃料被覆材に係る記載を修正してございまして、対象は仙台市 a と 2A でございますので、こちらにつきましては
0:12:18	以前のヒアリングでも御指摘いただいております一つの燃料集合体に複数の被覆材を用いるようにも見えましたので、そこはまたはという。どちらか一方の材料を使用するというので 7 記載を見直してございます。
0:12:33	続きまして本文のうち、基本設計方針の修正箇所でございます。大きく 2 点ほどございまして、1 点目につきましては今回の変更に伴いまして基本設計方針。
0:12:51	追加をしている箇所を見直してございます。
0:12:54	従来につきましては
0:12:57	原子炉本体の第 2 章個別項目の 1 ポツ炉心等の冒頭のところでどういった適用規格基準に基づいて説明するのかっていうのを、
0:13:09	説明をして期待してございました。具体的に別記中ですとか燃料の設計手法によることで 1000 台につきましてはこれと同等の確認された方法に従う今日従来記載していたところをちょっと確認された方向っていうのがちょっとわかりにくい記載だった。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:28	っていうところと冒頭に記載していたところを記載箇所を見直してございます。見直し内容としましてはそれぞれ燃料の材料に関わるところ構造に関わるところそれぞれに記載をして移してございまして、材料につきましてはべき基準によること。
0:13:47	構造強度に関しては、17 掛け 17、あとは設計手法に関すること。
0:13:54	に基づいて設計する旨を記載をしてございます。仙台の従来特任とってる燃料被覆材にかかるところにつきましては、材料の部分で基準に加えましてこれらと同等。
0:14:08	の設計をする旨を記載を追加してございます。
0:14:13	また先ほどご説明いたしました適用条文の整理を見直したことに伴いまして、基本設計方針の記載を見直してございまして、適用条文の該当を適用を受けて今回申請も、
0:14:28	○というふうにして見直した適用条文に係る基本設計方針を追加で入れてございまして、ただ設計に変更はございません。従来からの説明の内容から変更ございませんので、それは上部に係る内容は変更前に記載した上でここは変更なしということで、追加をしてございます。
0:14:49	はい。
0:14:50	あと、温度関係はこれまで御出席いただいてたところを若干警備修正しているところがございます。
0:14:58	はい。
0:14:59	以上が本文関係の修正でございまして、次から添付資料の修正ないように、
0:15:05	つけ足させていただきます。
0:15:09	まず添付資料 1 関係でございまして添付資料 1 を設置許可との整合性に関する説明書でございまして、まず検証 1-1 がもう設置許可の本文 5 号との整合性に関する説明をしている内容でございまして。
0:15:26	こちらにつきまして、
0:15:30	大きく
0:15:33	先ほど、
0:15:35	4 月の基本方針の修正箇所に対して許可との整合性を説明を入れているというのが一つでございます。また 4 目標の記載でまたを追加したところ、仙台 1 運営でございますのでそこについても記載を合わせて見直してございます。
0:15:53	あとはちょっとこちらで自主的に気づいて載せている部分もございまして、軽微な内容修正をしてございます。
0:16:01	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:02	以上が添付資料 1-1011-2 が、設置許可の本文 11 号との整合性に関する説明書でございますが、添付資料 1-2 につきましては従来本文 11 号との説明でアンダーラインを引いた上で説明をしてございましたが
0:16:22	干潟に統一性がございませんでしたので、引き方統一をしてございます。
0:16:28	また本文 11 号のところでは整合性を説明する上で、直接関連しないようなところは記載をしてございます。資料 1 につきましては以上でございます。
0:16:42	われる
0:16:46	4、
0:16:55	続きまして添付資料飛びまして添付資料 4 の正門燃料体の耐熱性放射線性耐食性その他の性能に関する説明書でございますが、こちらにつきましては 1 ぽつ概要のところ、
0:17:11	もう記載見直ししてございまして、これまでの別記 10 に基づく設計ですとか、これと同等の物理的性質科学的切保持するということを御説明しておりましたが、その内容をあまり厳しいおよんで具体的に説明しておりますので、
0:17:30	そういったことを確認するっていうのを、1 ポツがあったようなところに追記をしてございます。またそれ以外にこれまで御指摘いただいた部分も直してございます。
0:17:41	添付資料 4 は以上でございます。
0:17:45	続きまして添付資料 5 の設計及び工事に関する品質マネジメントシステムに関する説明書でございます。
0:17:54	こちらにつきましては先ほどの適用条文の整理によって添付している。
0:18:01	この添付書類が増えてございます。
0:18:04	こちらの添付資料 5-2 の中で具体的にそれぞれの添付資料どういう設計をしたとかっていうプロセスを記載してございますので、そこに今回追加で記載をした添付書類について追記をしてございます。また、一部ちょっと自主的に直したところがございます。
0:18:22	そうである地方は以上でございますが、添付資料の結果から、添付資料 789 のところはまとめて御説明させていただければと思いますが、こちらはすべて適用条文の整理によって申請解消ということで整理をしてございます。
0:18:42	添付資料 6。
0:18:43	熱出力計算書、添付資料 7 は自然現象等に関する説明書を添付資料 8 は健全性に関する説明書、それから資料 9 は火災防護に関する説明書を申請対象としましたので、店舗追記してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:03	添付資料 6 の熱出力計算書につきましては 3 日間仙台でいきますと、高燃焼度燃料導入のときの、もし側のお 2 人で説明をしております、そこから変更ございませんので、そこから変更ない旨を記載をしております。
0:19:23	添付資料 789 につきましては、
0:19:27	統合新規制基準適合性の工認のときに、あの適合性を確認しておりますので、そこから変更ない旨っていうのを記載をしております。また追加添付資料 8 の試験検査性につきましては審決新検査制度導入に当たって
0:19:47	個別工認にも言ってその検査制度見直しの内容を取り込んでございますので、その工認から変更内容でも追加で記載をしております。
0:19:58	補正の内容としましては、以上になります。
0:20:05	はい。原子力規制庁ニシウチです。ありがとうございます。
0:20:10	ちょっと後程具体にはこちらでも確認をしますが、概ね今までのヒアリングでの確認事項を確認した結果というのが反映されて明確になっているのかなと考えていますので、現時点で特段コメントは私のほうからはありません。
0:20:27	規制庁が行うよろしいですか、ほかに。
0:20:31	はい。ありがとうございます。
0:20:34	九州電力からほかに今日説明実行ってありますでしょうかあと一応前回のヒアリングで山荘含有量の話とかは一番の詳細に説明することっていう付けは出させていただいたのかなと思うんですけども。
0:20:51	その部分については説明はこれからあるということでしょうかね。
0:21:00	九州電力オオクボでございます。はい。こちらから御説明させてさせていただきます。
0:21:07	このまま引き続き御説明させていただいてよろしいでしょうか。
0:21:11	はい。
0:21:12	はい。規制庁ニシウチでさ、その前に 1 点だけすみません、先ほどの補正の内容を一通り洗っていただいたと思うんですけども、一定なきゃの現実会のほうには添付図面の補正もされているように見受けられるんですけど。
0:21:28	この添付図面はナカ誤記修正とかそういった類の適正化がなされているという理解でよろしいでしょうか。
0:21:36	九州電力の柴田です。その認識で間違いございません見解の 3 号機 4 号機の映画とのみ誤記修正を行っております。以上です。
0:21:47	規制庁に周知でちょっと具体的なところだけを急いでいただきたいんですけど、お願いしてもいいですか。
0:21:56	お待ちください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:23	原子電力のシバタですと玄海 3 号機A型の申請書で御説明させていただきます。申請書のページです、検討第 1-3 図という図面があるんですけども、そちらの
0:22:39	左下燃料燃料体の図面です、下のほうに
0:22:48	直角度というふうに今回修正したものがございまして、こちらもともと書かれた
0:22:58	何かですね進捗のというふうに動きがありましたのでこちら直角度に記載を修正しております。同様の修正を 4 号機のA型の申請書、こちらの修正をしております。以上です。
0:23:13	規制庁ニシウチです。承知しましてありがとうございます。
0:23:17	では補正の内容については後程こちらでしっかり処理は確認させていただきますよろしくお願いします。
0:23:24	それでは次の説明事項続けてお願いします。
0:23:34	九州電力の既設の前のヒアリングで補足説明資料に対してコメント計 5 点いただいてたと思いますので、それについて説明させていただきます。
0:23:46	まず 1 番目については、各性質についてはペレットにおいて考慮事項としている理由についてということで、具体的には①-1 の右下のページで言いますと SN1A-(3)-5-147 ページ目になります。
0:24:06	この
0:24:09	表 1 の 3 分の 1 の各成立のところに※2 億しております。そのスタンプ対応の措置拡充しております、確性室については核分裂反応に係る影響確認しており、具体的には別途に対して考慮すべき停止としている。
0:24:28	ガドリニア入り燃料の核種核設計、
0:24:31	MAAPI-1⑥6 会 6 参照括弧設置許可で引用という記載を追加しております。
0:24:39	二つ目の記載につきましては、この表 1 の被覆材の記載についていうところで、燃料被覆材被覆管とかがですね。混在していたためこの表 1 の中の記載を、そういったしております。
0:24:56	三つ目に関しましては、補足説明資料 1-1 で言いますと、
0:25:04	はい。
0:25:06	別N1、A-(3)-5-151 ページ目になります。
0:25:12	ここで設計評価へ影響を及ぼすような知見も得られていないことを
0:25:18	に対してコメントコメントいただいておりますのでそのことを追加しております。具体的には英語パラ目の蒸気移行についてはという意向に対しまして、2 行目の大光を追加しております。また、屋内外の事象を踏まえ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:38	設計評価へ反映すべき新たな知見もないためという言葉を追加しております。
0:25:45	続きまして
0:25:49	1-1の資料で言いますと、その次のページの血清-1A-(3)-5-152ページ目になります。
0:25:58	ここの承認のところで、強度に関する記載が書いてあったんですが、それについては、この資料の規制案を記載の統一のためにですね、削除して少し小児のほうを見直して修正しております。
0:26:14	最後となりますが、酸素含有量についてということで、そのプロセスを記載した紙を添付しております。
0:26:23	具体的には右下に言いますと、
0:26:30	一方、
0:26:32	うん。
0:26:38	今、
0:26:40	はい。
0:26:41	少々お待ちください。
0:26:59	すいません九州電力のオキツ。
0:27:02	すみません、ページが振られてないんですけども、226分の185ページ目にその添付資料を追加しております。
0:27:12	ジルコニア有機号機における炭素含有量の設定についてということで、燃料被覆材に用いられるジルコニウム合金の炭素含有量については詳細設計事前に受け渡し当事者間で定めていることとしています。いかに酸素含有量が燃料被覆材及ぼ生協及び詳細設計時の設定プロセスを示し、
0:27:32	ております。まず1ポツに炭素含有量が燃料被覆材及ぼす影響としまして、有効に合金は高燃焼度燃料導入にあたり、大船照射実績を持つジルカロイをベースに、耐食性を向上させた燃料被覆材であり、酸素含有量による影響はジルカロイをと同様です。
0:27:51	また、10から以降における酸素含有量が燃料被覆材の性質に与える影響については、酸素含有量が増加すると耐力及び引張強さが増加し耐食性は劣化するとされていることから、前者は燃料被覆材の強度後者は燃料被覆材の外表面腐食及び水素吸収量に影響を与えるものです。
0:28:10	燃料いく材の酸素含有量についてはアメリカの現象で用いられる、燃料被覆材の標準仕様とされてSTM
0:28:19	を用いておりますしてではアメリカでは受け渡し等ジャパンの契約が優先されていたことを考慮し、弾力的な運用として受け渡し当事者間の協定による

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	脱退踏まえた酸素がELが期待されております。この受け渡し当事者間の協定について実際の開設にて、現在当事者間で定めている。
0:28:38	ちゃんと含有量ではジルカロイ一方の性質と自主アップさせることもないとされておりまして、従いましてジルコニウム基合金の3とかいうについては実及びASTMを踏まえて設定し、お花使用実績を持つジルカロイレポート同等の値とすることで、
0:28:55	燃料被覆材の税制の影響は問題ないものと判断しております。事項に炭素含有の設定プロセスを示しております。
0:29:04	2ポートの設定プロセス、まず①ですが、燃料メーカーはジルコニウム基合金の搬送含有量を設定するにあたっては、上記1で述べた酸素が要るの耐力引張強さ及び耐食性への影響並びに燃料被覆材製どうメーカーの製造能力を考慮する必要があることを踏まえ、
0:29:23	豊富な制度及び使用実績を持つジルカロイ以降の炭素含有量と同等の値としております。その上で、燃料被覆材製造メーカーに酸素が医療提示しております。
0:29:35	次に②でございます。その後、燃料メーカーは燃料被覆管宿題制度メーカーが製造した事例本域合金を用いて燃料被覆材としての耐力引張調査耐食性及びその他の特性を確認するための試験及び評価を実施し、
0:29:51	酸素含有量だけではなく、その他合金成分も含めたてるコミュニティ合金の特性に問題ないことを総合的に確認しております。
0:29:59	最後に③でございます。当社は燃料メーカーから燃料被覆材としての事故に気泡金の特性を示した設計提案を受けまして、その中で耐力引張強さ耐食性及びその他の特性を確認しているこの2号機の実機適用に問題ないことを確認しております。
0:30:19	前回のヒアリングで受けたコメントに関する説明は以上となります。
0:30:26	はい。原子力規制庁ニシウチです。
0:30:31	はい。私からは特段の追加の確認等はありませんし。
0:30:39	はい。うん。規制庁側からほかによろしいですかね。はい。ありがとうございます。
0:30:45	はい。それでは他に今日説明事項何かありますでしょうか。
0:30:53	一種電力でございます。こちらからは以上でございます。
0:30:59	はい。原子力規制庁に周知です承知しましたと。それではいただいた説明を踏まえて、
0:31:06	今今日提出申請を今日補正申請をいただいた8本ですね、の補正申請書を確認をして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:18	また何かちょっと事実確認をしなければいけない点が出たときにはちょっと改めて、ヒアリングという形で確認をできる、事務局で事務事実確認を進めたいと思います。現時点においては特段、
0:31:33	追加の確認事項はないというのが現時点の確認状況です。
0:31:38	九州電力から全体を通して何かありますか。
0:31:44	九州電力のイケダでございます。はい。こちらからは、ございません。
0:31:50	はい。規制庁ニシウチです。規制庁側からセキ台帳何かよろしいですか。はい、ありがとうございます。それでは今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思います。ありがとうございました。
0:32:02	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。